

# 一定量の廃棄物を排出する事業者の皆様へ

## 一般廃棄物減量計画書の提出をお願いします

郡山市では、一定規模以上の事業用建築物の所有者等に事業系一般廃棄物減量計画書の作成及び提出をお願いしています。

この度、事業系一般廃棄物の減量推進のため、一般廃棄物減量計画書の提出を求める対象事業者の要件を追加し、計画書の様式等の整備を行いました。

対象となる事業者の皆様には、令和8年度から一般廃棄物減量計画書の作成及び提出をお願いします。

対象要件は以下のとおりです。

- (1) 年間排出量が100トン以上の事業者
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)第2条第1項に規定する特定建築物を所有又は管理する事業者
  - ⇒延床面積3,000㎡以上の図書館、美術館、遊技場、事務所、旅館等
  - ⇒延床面積8,000㎡以上の幼稚園、小中高校、大学、専門学校、認定こども園等
- (3) 大規模小売店舗立地法(大店法)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を所有又は管理する事業者
  - ⇒延床面積1,000㎡以上の店舗
- (4) 市長が必要と認める建物

### 計画書提出事業者へのお願い

- ・計画書の提出は、毎年6月末が提出期限になります。  
事業系ごみの減量に関する計画を作成し、市へ提出してください。
- ・計画に基づいて、従業員やテナント事業者へのごみ減量の周知啓発や分別の徹底、再利用の促進など、ごみの減量に取り組んでください。

みんなで目指す

「郡山 ごみ減量 20%」



読み終わったらリサイクルしましょう

# 一般廃棄物減量計画書提出のお願い



一般廃棄物減量計画書ってなあに？

一般廃棄物減量計画書は、事業者の方に廃棄物の減量に取り組んでいただくために、年に一度、市に対して提出していただく計画書です。



いつまでに何をすれば良いの？

令和8年度から計画書の提出が必要となりますので、様式に沿った計画書の作成をお願いします。

今後、市のウェブサイト等での情報発信や、対象となる事業者の皆様向けの説明会などを随時、実施してまいりますので、ご確認ください。



計画書には何を書くの？

- ・廃棄物の種類別に年間どのくらい排出しているか(排出量)
- ・どのように処理しているか(運搬や処分委託先事業者)
- ・今後どう減らしていくか(減量に向けた取り組みや問題点等)

などについて記載いただきますので、事前のご確認をお願いします。



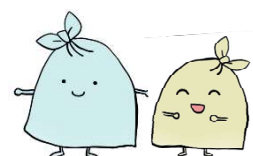
何のために計画書を提出するの？

減量計画書を作成し提出することで、排出事業者様も市も廃棄物処理の実態を把握することができます。

また、毎年作成する計画書が記録となり、事業系一般廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進による減量につながります。

さらに、廃棄物の減量によるメリットとして、

- ・環境負荷の軽減
- ・企業のイメージアップ
- ・コストの削減 等が見込めます。



不明な点等ございましたら以下の事務担当へお問い合わせください

事務担当：郡山市 環境部 ごみ減量推進課

TEL:024-924-2181、FAX:024-935-6790 mail : gomigen@city.koriyama.lg.jp